

令和6年度 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ・
ドラレコ一体型導入助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を装着したものとす。
期間：令和6年2月1日～令和6年12月末日
3. 助成対象装置
 - ・ドライブレコーダー車載器（別紙記載のもの）
 - ・デジタルタコグラフ・ドラレコ一体型車載器（別紙記載のもの）
4. 申請受付期間 令和6年6月1日～令和7年2月6日午後5時必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - (1)令和6年度ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ・ドラレコ一体型導入助成実績報告書
 - (2)装着車両一覧表
 - (3)装置装着証明書のコピー
 - (4)自動車検査証記録事項のコピー ※受付日時点で有効期間内のもの
 - (5)購入の場合…装置単価・機種名の記載がある請求書のコピー
領収書・インターネットバンクの振込結果(確定済・承認済等)のコピー
 - (6)リース・割賦の場合…装置単価・機種名の記載がある見積書のコピー
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー

登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等
登録番号等の記載なし：リース契約書・割賦販売契約書等に 加え、借受証・物件受領証等
6. 助成台数 「ドライブレコーダー」と「デジタルタコグラフ・ドラレコ一体型」を合算、
当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)までとし、上限50台。
7. 助成金額 車両1台につき対象装置ごとに取得価格の1/2として上限2万円
(小数点以下切り捨て)
なお、装置取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含み、
取付工賃や消費税は含まない。
8. 助成金交付日 令和6年 6月～ 7月受付 … 令和6年 9月末日交付
令和6年 8月～ 10月受付 … 令和6年12月末日交付
令和6年11月～ 12月受付 … 令和7年 2月末日交付
令和7年 1月～ 2月受付 … 令和7年 3月末日交付
9. その他 手形による支払い、転貸リースによる導入は助成対象外とする。
但し、手形に関しては、年度内に決済が行われるものは助成対象とする。